

## クの転機にも

ジェフ ブライアント

とものでし  
に直接的  
に「ボラン  
（進法）」と  
実際には、  
、アークの  
どれば、あ  
えます。

員は、動物  
数名のボラ  
ンティア、ア  
ーを引  
ひと晩だけ  
動物もあり  
者”が何匹  
歩き、救出  
、最も被害  
のことで  
に殺到し  
、明言してか

方、皆様の  
しょう」と。  
一緒に「人  
いなかったの  
一住む家も、  
上、愛する  
としたら…

場合に備え  
べき事態に直  
るしかない、

と方針を決めました一すなわち、困っている動物すべてを受け入れる、しかも、無料で……というもの。幸い、世界中の多くの動物愛好者がアークを支援し、寄付金を送ったり、自らボランティアとして来てくれたのです。また、アークは、このことで、一躍知名度が上がリ、全国的に知られるようになりました。動物の窮状がメディアに取り上げられるにつれ、日本各地から30億円近い義援金が寄せられました。そのうちの幾らかは、被災動物のため三田市に造られた仮設シェルターの運営に使われましたが、そこは1年もたたないうちに閉鎖されてしまったのです。寄付金の残りは「次の緊急時のために」保管しておくということでした。アークは1円たりと受け取っていません。メディアが最近伝えたところでは、三宅島から避難したペットを救うために使われたとか。しかし、あの資金の使途について、詳しい説明は未だに公表されていないのです。

2005年1月現在、アークにはおよそ500匹の動物が収容され、スタッフ30名と、ほぼ同数の定期ボランティアがいます。助けを求める声は日本中から寄せられるものの、その財源は、すべて有志の寄付に頼るほかありません。もし、10年前、あの地震が起きなかったら、今ごろアークはどうなっていただろう…と私はよく考えます。今回の津波は、被害を受けた地域一帯に大きな変化をもたらすと思われます。同様にアークの将来も、運命の日、1995年1月17日と深く関わっており、あの体験を抜きにしては考えられないのです。

Jeff Bryant

## 大阪府の動物虐待と動物遺棄の啓発について

1999年に制定されました「動物の愛護と管理に関する法律」第27条では、

- ・「愛護動物をみだりに殺したり傷つけたりすると、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処する」
- ・「愛護動物に対し、みだりに給餌又は給水をせず衰弱させるなどの虐待を行うと、30万円以下の罰金に処する」
- ・「愛護動物を遺棄すると、30万円以下の罰金に処する」

と定められています。全国各地でトラブルとなっています外猫も、元をたどれば、無責任な飼い主に捨てられた猫ですし、昨年制定されました「特定外来生物による生態系等に係わる被害の防止に関する法律」で、特定外来生物に指定される動物は、全てペットとして売買され容易に捨てられ野生化したものです。このように、動物を捨てることは大きな問題であり、法律で厳しく禁止されているのですが、その事を知っているのは、ごく一部の人だけで、ほとんどの人は知らないのが実状です。

そこで、多くの人に「動物虐待や動物遺棄は犯罪である」ということを知ってもらい、犯罪を未然に防止するという目的で、大阪府では「大阪府動物愛護グループ」が、2003年・2004年と2年続いて啓発のポスター(2000部)とチラシ(20000部)を作製しました。

「大阪府警察本部」は、9月20日～26日の「動物愛護週間」の間、その啓発ポスターを大阪府下の交番に掲示しました。

又、住民が、動物虐待や動物遺棄を警察に通報しても、窓口となる交番の警察官が「動愛法」を知らないでは困るので、各警察署に「動愛法」の周知徹底を図る為に教養資料を添付した内部文書を流しました。警察署によっては、教養資料を基に勉強会を開いた所もありました。

その結果、東住吉警察署と堺東警察署が遺



## 猫一匹放置

警察で捜査しています

猫に関する情報を  
お願いします。

堺東警察署

## Raising Public Awareness of Animal Abuse and Abandonment in Osaka Prefecture

Article 27 of the "Law concerning animal welfare and control," which was enacted in 1999, states that:

- 1) Unreasonably killing or injuring a pet animal shall be penalized by a maximum of one year in prison, or a maximum fine of one million yen;
- 2) Abusing a pet animal whereby it is debilitated through the unreasonable lack of provision of food and/or water shall be penalized by a maximum fine of 300,000 yen;
- 3) Abandoning a pet animal shall be penalized by a maximum of 300,000 yen.

Stray cats, which are a problem all over the country, have their origins in pet cats which were abandoned by irresponsible owners, while the animals specified under the "Law concerning the prevention of harm to ecosystems by specified non-indigenous organisms" are all being sold as pets in Japan, after which they are often abandoned and become feral. As the above illustrates, abandoning animals is a serious crime that is severely penalized under the law, but the reality is that very few people are even aware of this fact.

In order to raise public awareness that animal abuse and abandonment are crimes, and also in order to prevent such crimes, the Osaka Prefecture Animal Welfare Group produced 2,000 posters and 20,000 leaflets in 2003 and again in 2004. The Osaka Prefectural Police put these posters up at police boxes (koban) throughout the prefecture during Animal Welfare Week (September 20 - 26).

Also, because policemen on duty need to have a full understanding of the Animal Welfare Law in order to deal with citizens' reports of animal abuse and/or abandonment, educational materials regarding this law were distributed to every police station in the prefecture. At some of these police stations, the distributed materials were used in special study groups that were held on the subject. The results have been highly encouraging. The Higashi Sumiyoshi and Sakai Higashi police stations drew up posters requesting information regarding cases of abandonment and posted these on local bulletin boards, and also interviewed residents in the area where the animal had been found. The Tsurumi police station prosecuted a housewife who abandoned her dog in a park.